

## 奥田家住宅及び史跡山科本願寺跡公園管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、奥田家住宅及び史跡山科本願寺跡公園の管理を実施するに当たり、京都文化遺産としての奥田家住宅の建造物的価値を損なうことなく将来にわたって良好な状態で継承するとともに、当住宅と接続する史跡山科本願寺跡公園の善良な管理を実施する必要があることから、これらの業務を委託するべく、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業の目的

「奥田家住宅」は、江戸時代前期の17世紀前半から、山科本願寺の旧地の管理をしていた「西宗寺」及び山科七郷の総鎮守である「三之宮」の両総代を務める山科郷土、奥田家の分家住宅である。大正時代初期に建てられた母屋、長屋門、蔵が現存しており、道路を挟んだ北側の奥田本家とともに、山科地域の重要な景観を維持している。奥田分家は「京都を彩る建物や庭園」の選定建物（第3-054）に選ばれている。また、奥田分家が所有・保存していた土塁をはじめ、山科本願寺の重要な遺構を保存・整備した「史跡山科本願寺跡公園」が隣接している。

令和4年度は、奥田家住宅の建造物的な価値及び史跡山科本願寺跡公園との一体的で良好な環境を維持・管理し、価値を将来に継承するために普及啓発に努める必要がある。

### 3 内容

別紙「仕様書」のとおり

### 4 参加資格

京都市契約事務規則等に沿って、次の条件を満たす法人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 過去2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (4) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、法人及びその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (5) 京都市契約事務規則第40条の規定により、本市の承認なしに委託業務内容を他の

事業者に再委託しないこと。

## 5 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限  
4,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。
- (4) 委託費の支払条件  
前期（9月末日）、後期（3月末日）に支払う。
- (5) その他
  - ア 企画提案の内容に基づく見積額は、急激な物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
  - イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響等、やむを得ない事情により、プロポーザルを中止又は要領の一部を変更することがある。

## 6 参加手続等

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うものとする。

- (1) 各種必要書類の提出
  - ア 提出書類及び提出部数
    - (ア) 参加申出書（第1号様式）6部
    - (イ) 実績申告書（第2号様式）6部  
過去5年間における文化財建造物の維持管理及び文化財保護に必要な人材育成（3件まで）について記載すること。
    - (ウ) 見積書（第3号様式）  
印鑑を押印したもの1部、押印していないもの5部  
提案する業務一切に係る積算根拠を明示すること。
    - (エ) 企画提案書（自由様式）6部
  - イ 提出期限  
令和4年3月18日（金）午後5時（必着）  
郵送又は持参により提出すること。
  - ウ 提出先  
〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階  
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 担当：馬瀬、張本

電話：075-222-3130 / FAX：075-213-3366

電子メール：[bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp)

(2) 質問

プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書」(様式4)に記載し、「6 参加手続等(1)ウ 提出先」に記載するメールアドレスに、件名を「プロポーザルの質問」とし、当該ファイルを添付して、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

ア 質問者

本プロポーザルに対して質問できる者は、「4 参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

令和4年3月11日(金)午後5時

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答

質問への回答は、令和4年3月16日(水)までに文化財保護課のホームページに掲載する。

(3) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書等は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(オ) 全ての提出書類は、返却しない。

(カ) 京都市議会で令和4年度予算が当該業務の承認されない場合は、プロポーザルの結果に関わらず委託業務は成立しないものとする。

## 7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、奥田家住宅及び史跡山科本願寺跡公園管理業務

受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

また、必要に応じて参加者には、企画提案に係る説明を求める場合があり、その場合には、参加者に別途通知するので、説明ができる者が選定委員会に出席することとする。

## (2) 評価基準

評価項目は次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制その他事情を総合的に評価し選定する。

ただし、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（60点/105点）に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

### 【提案内容】

- ・本事業の目的を理解し、仕様書に基づいた企画提案となっているか。
- ・事業を効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ・本市が仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。
- ・奥田家住宅及び史跡山科本願寺跡公園の現状や課題を踏まえた提案となっているか。

### 【スケジュール・実績等】

- ・提案内容を円滑に実施できるスケジュールとなっているか。
- ・同種又は類似業務の実績は十分であるか。
- ・提案内容を円滑に実施できる取組体制となっているか。

### 【見積金額】

- ・見積について妥当な金額であるか。

### 【追加項目】

- ・市内中小企業であるか。

## (3) 選定委員会の体制

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長（委員長）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課課長補佐（管理係長事務取扱）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課記念物係長

## (4) 通知

選定結果については、全ての参加者に対して電子メールで通知するとともに、京都市のホームページ上（入札・公募型プロポーザル情報）に参加した事業者及び評価点を公表する。

## (5) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

## 8 その他

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、本市と連絡調整を行うこと。